平成２６年（フ）第１５１７号
名古屋市中川区馬手町２丁目94番地　サンドミール202号
破産者　深川　廣行
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５号
名古屋市南区元柴田西町１丁目１番地　柴田荘１棟801号
破産者　安藤しのぶ（旧姓糸数）
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８号
鹿児島県鹿児島市下福元町3656番地
破産者　立石　文博
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９１号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉569番地23
破産者　髙橋　政人
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４６号
沖縄県うるま市字昆布1841番地69
破産者　花城　清順
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４７号
沖縄県うるま市字昆布1841番地69
破産者　花城さよ子
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１１３号
北海道旭川市東光16条８丁目４番２号　星
破産者　石井　妙子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
東京都江戸川区一之江４―17―７　生井沢ハイデンス101号室、住民票上の住所青森市大字大野字金沢16番地13
破産者　原子　哲男
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
岩手県花巻市本館３丁目17番地６　アパルトマン・エム101号
破産者　阿部　宏平
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２６号
岩手県花巻市桜町１丁目468番地１　いとうわ住宅６号、開始決定時の住所岩手県花巻市桜町１丁目468番地　６号室
破産者　継枝　　茂
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２０号
山形県米沢市小野川町653番地
破産者　鈴木　信一
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２７６号
横浜市南区宿町１丁目22番地　ポンドワール蒔田６－Ｃ
破産者　宮永　清一
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１９号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎２丁目５番22―307号　茅ヶ崎パークホームズ
破産者　諏訪　　淳
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３８号
横浜市南区白妙町２丁目７番地５　アブニール白妙301号
破産者　山本　　貴
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３９号
横浜市南区白妙町２丁目７番地５　アブニール白妙301号
破産者　山本　幸子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県西脇市西脇156番地の２
破産者　藤本かよ子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県西脇市西脇156番地の２
破産者　旭屋菓子店こと　藤本　匡美
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市和田２丁目20番１号（レクエルド・ギコー103号）
破産者　髙山　悟郎
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地200
破産者　藤崎　勝悟
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係